

山陽学園大学・山陽学園短期大学の教職課程について

1. 本学教職課程における教員養成の目標

本学の教職課程は、「愛と奉仕」の精神を基礎とし、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性と専門性を兼ね備えた、以下のような教師を養成することを目指している。

- 1) 社会的使命感と教育的情熱にあふれた教師
- 2) 育ちゆく幼児・児童・生徒への温かな共感をもち、寄り添って根気よく成長を促せる教師
- 3) 幅広く深い教養、高度な専門知識および確かな教育技術に支えられた実践的な教育的指導力のある教師
- 4) 子どもたちの模範として行為できるとともに、自ら学び、成長し続けられる教師
- 5) 同僚教職員、保護者、地域社会や関係諸機関と緊密に連携して教育に当たれる教師

2. 教育課程の計画と運営方針

免許取得のために指定された科目を体系的・系統的に学修できるよう、履修順序や配当年次を考えて教育課程を編成している。具体的には、全学的教員養成組織である教職課程委員会が、関係学部・学科と連携しながら、カリキュラムの調整や改善、介護等体験・教育実習・養護実習の計画、運営ならびに見直し、教職実践演習の実施にあたっている。

(なお、教育職員免許状を取得するためには、卒業に必要な単位数を修得することに加えて、教職課程として定められた所定の単位を修得し、都道府県教育委員会に免許状を申請する必要がある。本学では、卒業時に免許状が交付されるよう、教務部が本人に代わり一括して申請を行っている。)

1) 教職課程委員会の構成

(1) 山陽学園大学

関係学科長、当該免許関係教員、教務部長、教務部次長、教務課事務担当者

(2) 山陽学園短期大学

関係学科長、当該免許関係教員、教務部長、教務部次長、教務課事務担当者

2) 教職課程担当教員

(1) 山陽学園大学

総合人間学部「2023年度履修ガイド」 p51～59

看護学部「2023年度履修ガイド」 p21～25

※ 各教員についての情報は「[教員紹介](#)」を参照すること。

(本学教員紹介 URL <http://www.sguc.ac.jp/staff/top>)

(2) 山陽学園短期大学

健康栄養学科「2023年度履修便覧」 p55～57

こども育成学科「2023年度履修便覧」 p58～63

※ 各教員についての情報は「[教員紹介](#)」を参照すること。

3. 取得できる免許状の種類

1) 山陽学園大学

各学部学科で取得できる免許状（一種）の種類は以下のとおりである。

学部	学科	取得できる免許状
総合人間学部	言語文化学科	中学校 一種免許状 国語・英語
		高等学校 一種免許状 国語・英語
	ビジネス心理学科	高等学校 一種免許状 公民
看護学部	看護学科	養護教諭 一種免許状

※ 看護学科は、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 で定める科目の単位を修得し、かつ保健師免許を取得すれば、卒業後所定の手続きにより養護教諭二種免許状を取得することができる。

2) 山陽学園短期大学

各学科で取得できる免許状（二種）の種類は以下のとおりである。

学 科	取得できる免許状
健康栄養学科	栄養教諭 二種免許状
こども育成学科	幼稚園教諭 二種免許状

4. 免許状取得のための要件・履修について

教育職員免許状を取得するためには、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に規定する基礎資格と所要単位を、以下の表の(1)~(5)のとおり、修得しなければならない。

1) 山陽学園大学

○総合人間学部

	(1)基礎資格	(2)教科及び教科の指導法に関する科目	(3)教育の基礎的理解に関する科目等	(4)大学が独自に設定する科目	計	(5)その他の必修科目・66条の6科目
中一種免	学士の学位を有すること	28単位	27単位	4単位	59単位	※の合計8単位
高一種免		24単位	23単位	12単位	59単位	

※「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「情報機器の操作」2単位。

○看護学部

	(1)基礎資格	(2)養護に関する科目	(3)大学が独自に設定する科目	(4)教育の基礎的理解に関する科目等	計	(5)その他の必修科目・66条の6科目
養一種免	学士の学位を有すること	28単位	7単位	21単位	56単位	※の合計8単位

※「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「情報機器の操作」2単位。

2) 山陽学園短期大学

○健康栄養学科

	(1)基礎資格	(2)栄養に係る教育に関する科目	(3)教育の基礎的理解に関する科目等	合計	(4)その他の必修科目 (66条の6に定める科目)
栄養教諭 二種 免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	2単位	12単位	14単位	「日本国憲法」 2単位 「体育」 2単位 「外国語コミュニケーション」 2単位 「情報機器の操作」 2単位 合計8単位

○こども育成学科

	(1)基礎資格	(2)領域及び保育内容の指導法に関する科目	(3)教育の基礎的理解に関する科目等	(4)大学が独自に設定する科目	合計	(5)その他の必修科目 (66条の6に定める科目)
幼稚園 二種 免許状	大学に2年以上在学し、62単位以上を修得すること。	12単位	17単位	2単位	31単位	「日本国憲法」 2単位 「体育」 2単位 「外国語コミュニケーション」 2単位 「情報機器の操作」 2単位 合計8単位

3) 本学各課程での取得要件は別表の通りである。詳しくは別紙を参照すること。

また、各授業科目の内容は「シラバス」を参照すること。

5. 教職課程の履修要件

1) 山陽学園大学

○総合人間学部

2年次(編入生は3年次)において、4月のオリエンテーション時に行われる「教職課程の説明」に出席して、教職課程の履修申込みをすること。履修が許可された後、「教職に関する科目」のうち、2年次以上対象の科目の履修登録をすることができる。

許可を得ていない学生は、教職課程を履修できない。従って、「教職に関する科目」のうち、2年次以上対象の科目を履修することができない。

○看護学部

3年次以降の養護教諭教育課程履修希望者に対して、2年次終了時に選考試験を実施する。2年次終了までに次の資格要件を満たすことが必要である。

- (1) 山陽学園大学看護学部看護学科2年次に在籍していること。
- (2) 2年次前期までの必修科目の単位を修得していること。
- (3) 養護教諭に関する所定の科目※の単位を取得していること。
- (4) 累計 GPA 値が 2.4 以上であること。

※「所定の科目」は内規で定める。

2) 山陽学園短期大学

○健康栄養学科
希望者は全員履修できる。

○こども育成学科
養成校につき、全員履修する。

6. 教職に関する実習

1) 山陽学園大学

○教育実習

大学での事前・事後の指導(講義、オリエンテーション、ガイダンスなどを含む)と実習校での実習からなっている。「教育実習」(中学校教諭4単位、高等学校教諭2単位)を履修するためには、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 実習開始までに「教科」、「教職」および「教科又は教職」に関する科目について、所定の単位^{※1}を必ず修得していること。各「教科教育法Ⅰ」及び「教科教育法Ⅱ」の単位は、4年次までに必ず修得しておくこと。
- (2) 4年次において履修すべき所定の科目を履修登録すること。
- (3) 「人権教育」の単位を修得していること。
- (4) 「教育実習」を履修登録する際には、実習費^{※2}の納入手続きを済ませていること。

※1「所定の単位」は内規で定める。

※2 実習費は、実習校等への謝礼、教材費、教育職員免許状申請手数料などに充当される。

○介護等体験

「介護等体験」は、総合人間学部において中学校教諭免許状取得希望で、教職履修をしている学生が行う実習である。中学校教諭免許状取得のための必要要件として、法令「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)」により「介護等体験」が義務づけられているからである。しかし、これは科目ではないため、単位は授与されない。教育職員免許状申請時に受入施設・学校より発行される「介護等体験の証明書」を申請書に添付することとなる。本学では下記のとおり実施する。

- (1) 実施年次 3年次
- (2) 期 間 7日間(特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間)
- (3) 時 期 6月～翌年2月末
- (4) 体験内容 障害児・高齢者・施設利用者等の介護、介助等

※ 3年次の4月に教務部より個別説明を行う。

○養護実習

「養護実習」は、看護学部において教職履修をしている学生が行う実習である。大学での事前・事後の指導(講義、オリエンテーション、ガイダンスなどを含む)と実習校での実習からなっている。「養護実習」(5単位)を履修するためには、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 実習開始までに「養護に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」について、所定の単位^{※1}を必ず修得していること。

- (2) 4年次において履修すべき所定の科目を履修登録すること。
- (3) 「人権教育」の単位を修得していること。
- (4) 「養護実習」を履修登録する際には、実習費^{※2}の納入手続きを済ませていること。

※1「所定の単位」は、内規で定める。

※2 実習費は、実習校等への謝礼、教材費、教育職員免許状申請手数料などに充当される。

2) 山陽学園短期大学

○栄養教育実習

「栄養教育実習」は、大学での事前・事後の指導（講義、オリエンテーション、ガイダンスなどを含む）と実習校での実習からなっている。「栄養教育実習」を履修するためには、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 実習開始までに「教職の意義・職務内容と教育課程」、「学校栄養教育論」について、所定の単位^{※1}を必ず修得（履修中を含む）していること。
- (2) 履修すべき所定の科目^{※1}をすべて履修登録すること。
- (3) 前年度の夏季、春季休業中に「教育実習」に関する準備を行うこと。
- (4) 事前事後に行われる指導にすべて参加すること。
- (5) 「栄養教育実習」を履修登録する際には、実習費^{※2}の納入手続きを済ませていること。

※1「所定の単位」は、内規で定める。

※2 実習費は、実習校等への謝礼、教材費、教育職員免許状申請手数料などに充当される。

○教育実習

「教育実習」は、こども育成学科において幼稚園教諭二種免許状取得希望で、教職履修をしている学生が行う実習であり、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」からなる。「教育実習」を履修するためには、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 学科で定める所定の科目^{※1}を修得していること。
- (2) 1年次において14単位以上を修得していること。
- (3) 実習履修の前年度の累計 GPA 値 が 1.00 以上であること。
- (4) 「教育実習」を履修登録する際には、実習費^{※2}の納入手続きを済ませていること。

※1「所定の科目」はこども育成学科教育・保育実習指導室で定める。

※2 実習費は、実習校等への謝礼、教材費、教育職員免許状申請手数料などに充当される。

7. 学部・学科ごとの教員免許状取得状況・教員就職状況

（四大、短大ともに）「取得状況一覧表」、「就職状況一覧表」を参照

8. 教員採用試験

教諭として学校現場等に採用されるためには、公立学校は地方自治体の行う教員採用試験に、私立学校の場合はその学校で行う教員採用試験に、それぞれ合格しなければならないが、中高での採用は依然かなり厳しい状況にある。

講師としての採用はこれより広い門戸となっているが、各地方自治体や私学協会の講師登録をしておく必要がある。もちろん登録をしたから直ちに採用があるわけではなく、たとえ採用されたとしても、期限付であることを忘れずに、教諭としての「正式採用へ向け

での場」という位置づけで捉えるべきである。

そこで、教職課程を履修する学生は、これらのことを念頭におき、自己管理能力や課題対応能力を發揮しつつ、入学時から計画的に、かつ目的意識をもって真剣に学習を重ね、人格形成に励むことが肝要となる。

また、教職志望者は在学中から課外で行われる教員採用試験対策講座や模擬試験等に継続的に参加して相互に切磋琢磨し、組織的、計画的、継続的に取り組むことが早い段階から求められる。

9. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

FD活動の一環として、教職課程科目も含めた全学的な授業評価アンケートの実施とアンケート結果の教員へのフィードバック、また、教員相互の授業参観などを実施し、教育の質の向上に取り組んでいる。